

## 【事務局長談話】 学問の自由を侵害する日本学術会議への政府の介入に強く抗議する

菅首相は日本学術会議（以下単に、学術会議と略）の選考委員会の議を経て推薦された次期会員候補（105人）のうち6人の任命を理由も示さず拒否をした。6人の欠員は学術会議法「第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。」を満たさない法律違反を承知で、かつてない暴挙に出たことに抗議します。

### 政治家が判断する余地はない

学術会議法「第七条2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。」  
「第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。」によれば、優れた研究又は業績の評価は専門家集団である学術会議によって行われたものであり、非専門家の政治家が介入し、判断する余地はないものです。

### 総理大臣の監督権を行使は違法な措置

しかし、菅首相は、「法に基づいて適切に対応した結果だ。」と記者団にこたえ（10月2日 JNN, Nスタ）、加藤官房長官は記者会見で「法律上、内閣総理大臣の所轄であり、会員の人事等を通じて一定の監督権を行使するっていうことは法律上可能となっておりますから…これが直ちに学問の自由の侵害ということにはつながらない」（10月1日）と語ったばかりか、「専門領域の業績のみにとらわれない広い視野に立って、総合的、俯瞰的観点からの活動を進めていただくために、累次の制度改正がなされてきた。これを踏まえ…任免権者である総理大臣が法律に基づいて任命を行った。」（同2日、1日、2日いずれも内閣府広報室「官房長官記者会見」）と強弁しています。

しかし「第二十六条 内閣総理大臣は、会員に会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議の申出に基づき、当該会員を退職させることができる。」とあり任命の実質的権限は学術会議に属し、不適切であるなら理由を付して学術会議に推薦の差し戻しを行えばすむことであり、「監督権」の行使は違法といえます。ただちにこの違法な措置を撤回すべきです。

### かつての政府見解—政府が干渉したり中傷したりはしない

累次の制度改正とは学術会議の改革要綱(1982.10)を取りあげず、学術会議会員を公選制から推薦制へと法改正を強行して以来、改革を迫り続けたことを指します。

この時、学術会議は「本会議の存在理由をおびやかす、目的、職務の遂行に重大な疑義をはらむものと判断せざるをえない。」（「日本学術会議法の一部を改正する法律案について」第89回学術会議総会声明1983.5.9）という声明を出し、存続が脅かされると警告を発していました。

それに対して、当時の国会での議論では学術会議の独立性を侵害する恐れがあることに対して、政府側は形式的な任命であるとし、「内閣総理大臣が形式的な発令行為を行うというふうにこの条文を私どもは解釈をしておるところでございます。この点につきましては、内閣法制局におきます法律案の審査のときにおきまして十分その点は詰めたところ」（内閣総理大臣官房参事官高岡完治1983.5.12参議院文教委）だと述べていました。また「内閣総理大臣による会員の任命行為というものはあくまでも形式的なものでございまして、会員の任命に当たりましては、学協会等における自主的な選出結果を十分尊重し、推薦された者をそのまま会員として任命するというようにしております。」「学会の方から推薦をしていただいた者は拒否はしない、そのとおりの形だけの任命をしていく、こういうことでございますから、決して決して総理の言われた方針が変わったり、政府が干渉したり中傷したり、そういうものではない。」（国務大臣丹羽兵助1983.11.24参議院文教委）とするかつての政府見解を、今回、菅政権が安倍政権譲りの隠蔽手法で解釈変更を行ったことは、決して許されません。

### 学術会議の存続を危うくする任命拒否—6氏の任命拒否の撤回を

学術会議法は「第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上

発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的」としているのとあります。その第二条の主な点を列挙すると、科学の振興、技術の発達、研究成果の活用、研究者養成、科学を行政に反映させ、科学を産業、国民生活に浸透させるために政府に勧告することが出来るとあります。第四条では、科学に関する研究、試験等の助成をはじめ科学研究に関する予算配分などを政府が諮問する機関であるとされてもいます。

こうした権限をもつ学術会議の会員の任命に監督権を行使し、内閣総理大臣の意のままになれば、学術会議の地位、職務上の独立性、権限は失われてしまいます。

学術会議はもはや政府に対して提言し、勧告する独立した機関の性格を失ってしまいます。官僚の人事、国立研究機関の長のみならず、学術会議の人事にまで政府が介入し、学術会議の存続を危うくしようとしていることに抗議を申し入れます。

### 学問の発達を阻害する蛮行

6氏が任命されなかった理由は開示されていません。これも安倍政権時代の説明責任を果たさない悪しき慣習です。「専門領域にとらわれない広い視野に立って、総合的、俯瞰的観点から」とは政府の政策批判、軍事研究批判等をしない学術会議への改革を期待するものでした(注)。公選制から推薦制にすれば政府批判や政策批判がなくなるはずでしたが、その後も、安法制に反対する会員はなくなり、防衛装備庁の安全保障技術推進制度に対する声明などに、業を煮やしたともいえる極めて稚拙な介入です。推薦制にしたにもかかわらず、さらに「現会員の直接推薦・選出する制度」(co-optation)へと変更したにもかかわらず、政策批判や政府には苦い提言がとまりません。それは何よりも学問が批判的性格を持つことの証です。これを忌避すれば学問の発達を阻害するのみでしょう。

### 学問の自由を侵害

6氏が任命されなかった理由が政策批判(大方の観測では、安保関連法‘戦争法’、特定秘密保護法、共謀罪、辺野古米軍基地建設などの反対)であったとすれば、研究の成果に基づいた研究者への見解に政府が断を下すことであり、憲法23条に保障された学問の自由を侵害することになり、学問の自主性、自律性が損なわれることは明らかです。

政府の気に入らない研究者を排除するならば戦前のファシズムの時代に回帰することになる由々しい事態です。また時の権力が気に入らない研究が、後に、科学の進歩に大きな役割を果たした事例も少なくありません。財界が要求するイノベーション創出に邁進する視野狭窄的政策では研究力低下を防ぐことが出来ないばかりか学術研究体制の崩壊に繋がりがねません。

6人の任命拒否の問題は、推薦を拒否された学術会議の問題にとどまらず、学術会議に代表を送り出している、それぞれが所属する学会の問題であり、やがて大学や研究機関への人事介入の橋頭保ともなりかねません。

そして、学者、研究者の危機は、日本の将来を危うくすることになりかねません。政府の介入を直ちに取り下げを要求するとともに、学術会議が法にのっとり正しく対処されることをのぞみます。

(注) 学術会議法改正当時の中山太郎総務庁長官は長官就任以前から学術会議の政府批判に苦言を呈していた(「脱石油時代の科学戦略—明日の日本のために」1980)。

以上

2020年10月2日

日本科学者会議事務局長 井原 聰